



もがトンのFP通信

～経営者向け～

2011年11月号

はじめに

皆様、こんにちは。ファイナンシャルプランナーの最上です。
行きつ戻りつの季節の移り変わりもやっと落ち着き、晩秋の趣きが濃くなって来ている今日この頃です。皆様、お元気でお過ごしのことと存じます。

今月も引き続き『相続と事業承継』をテーマにとらえます。

今月は「相続・事業承継に対する生命保険の活用法」を考えてまいりたいと思います。特に法人の事業承継資金作りでの活用です。

“頭の整理”にお役に立てばと思います…お気軽にご一読下さい。

〈相続と事業承継シリーズ〉

8月号 全般編「相続は、なぜ?“もめる”か…」。

9月号 法人編「事業承継のポイント…『株式』その戦略的コントロール」

10月号(先月) 法人編「事業承継のポイント…自社株の評価方法」

11月号(今月) 法人編「事業承継のポイント…資金作りと生命保険」

12月号 個人編「相続のポイント…不動産資産」

この号のポイント:

- 1 相続・事業承継対策には、『退職金・弔慰金』&『金庫株』が有効。
- 2 いざという時…『資金+利益』を生み出す仕組みとして、生命保険が有効。

「生命保険」と相続 ～基本中の基本～

数ある相続財産の中で、「生命保険」は、「現金」について扱いやすい、相続に適している財産とされています。

次のような点が優れているとされているポイントです。

- ① 現金化が簡単 ⇒不動産や株式は、直ぐに現金化できないこともありますし、無理にしようすると安くなります。
- ② 価値が確定。⇒不動産や株式のように相場変動がありません。契約時に、受取金額を確定できます。
- ③ 適時性 ⇒相続が発生すると同時に現金化できます。遅くも早くもありません。
- ④ 受取人をあらかじめ指定できる。⇒受取人を被相続人が、生前に指定することができます。死後も被相続人の意志を確実に実行することができます。

『生命保険』は
便利のいい相続財産

事業承継対策と、『退職金・弔慰金』 & 『金庫株』

中小企業のオーナー経営者の事業承継対策を考えるとときに、重要なキーワードは次の2つです。

- ① 退職金・弔慰金
- ② 金庫株

この2ヶ月間論じてきたとおり、中小企業の事業承継問題は「評価の高い自社株を、いかに後継者に引き継ぐか…しかも、経営権を維持したまま…」ということに尽きると言えます。その解決策が上記の2点です。

オーナー経営者にとって大切な退職金・弔慰金

退職金というと、一般的には老後の生活資金という側面が重要視されますが、“（自社株を後継者に引き継がなくてはいけない）オーナー経営者”にとっては、後継者の為の相続対策資金としての重要性も高いのです。

勇退退職金として受け取った資金の一部は、できるだけ歩留まり高く、後継者に残しておいて、相続税を支払う準備金としておく必要があります。

「自社株以外にまとまった相続財産がない」…というオーナー経営者の場合、特にしっかりと準備しておかないと、後継者が相続税を払えず、自社株を手放すということにもなりかねません。

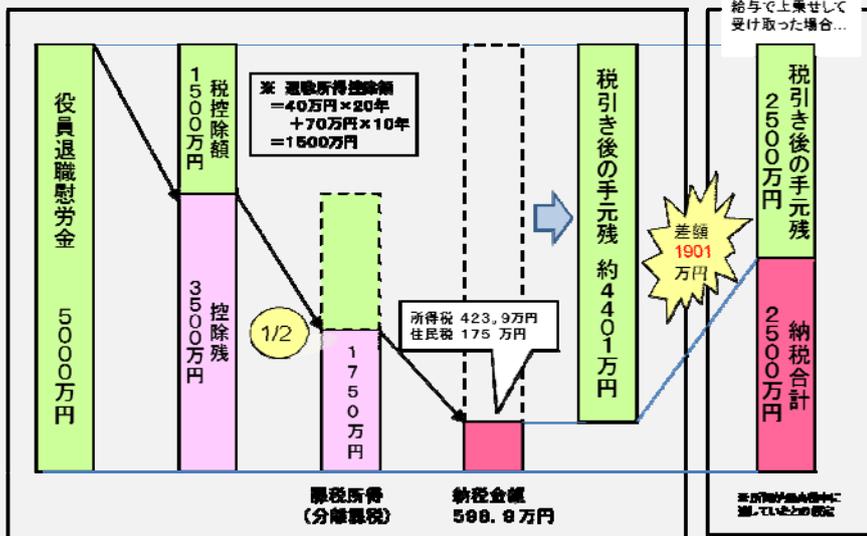
また、お元気で現役のまま相続をお迎えになるケースの多いのも、オーナー経営者の特徴です。このような場合、『死亡退職金』や『弔慰金』も大変、重要です。死亡退職金や弔慰金には、相続税非課税枠があり、遺族の相続税支払い原資として、大変重宝するものです。

※相続税非課税金額：死亡退職金⇒ 500万円×法定相続人の数
弔慰金 ⇒ (業務上死亡) 月額報酬の36ヶ月分
(それ以外) 月額報酬の6ヶ月分

会社から
個人へ
相続対策資金
の移動
に便利

退職所得税の計算例

(例)・勤続30年の役員が退任
・退職金 5,000万円



【ミニコラム】 はたして、退職金でもらうのと、月々給料でもらうのと…どっちが得？

少し、相続・事業承継から離れますが、この疑問はよく聞かれます。結論から申しますと、「歩留まり」という点では退職金の方が優れています。これは、税制面で退職金の方が優遇されているからです。確かに一度に入ってくる収入なのですが、老後の生活資金としての重要性から、比較的大きな割合で控除額が認められており、かつ課税対象が「控除後の半分」とされています。左図は、限定した条件の下での比較です。ひとつのシミュレーション例として、ご参考までにご確認下さい。詳しい解説は、今回のテーマからはずれませんが、機会をあらためさせていただきますが、いずれにしても退職金は歩留まりがいいのです。

『金庫株』を活用した事業承継対策

生前に「金庫株」を作り、あらかじめ経営権を承継しやすくするという方法もありますが、相続時に「金庫株」を活用する方法もあります。

オーナー経営者がお亡くなりになった時、大量の自社株が（遺族である）後継者に相続されます。その時、相続した自社株の一部を会社が買い取って、金庫株として保有するという方法です。

後継者は会社からの買取資金で相続税が払えますし、金庫株は「議決権のない株式」となり、経営権には影響は与えない…という仕組みです。

もちろん、それ相当の資金が会社には必要ですし、自社株買取には「配当可能利益の範囲内」という規制もかかりますので、優良な会社でないと簡単にはできません。

「退職金原資」「自社株買取資金」を作る生命保険

上記、2点で述べてきました「退職金・弔慰金」にしても、「金庫株」にしても実行するには、会社に資金が必要です。

オーナー経営者がお亡くなりになった時、その方の生命保険金が会社に入ってくる。また、会社が保有する他の生命保険を解約して解約返戻金で資金をつくる。…これらの仕組みを準備しておくで大変有効です。

簿外資産形成保険の重要性

一方、「退職金・弔慰金」は『損金』です。見合いの十分な利益がないと実行できません。「金庫株」にも十分な利益の裏付けが必要です。

これら『資金（現金）』と『利益』の両方が必要な時、…生命保険が有効なのです。

掛金の一部、或いは全部が経費（損金）にできる保険は、保険金・解約返戻金、いずれも『利益金』を生み出します。単に現金が必要なら貯金で充分です。「現金+利益」をセットで生み出すには、このような掛金損金型（簿外資産型）の生命保険が有効なのです。

※また、副次的効果ですが左記の式を思い出して下さい。

掛金損金型の保険は、(c)の利益項目を減らすこととなり、結果、自社の株価を低く抑える効果もあるのです。

【算式】

$$1株あたりの類似業種比準価額 = A \times \left(\frac{(b)}{B} + \frac{(c)}{C} \times 3 + \frac{(d)}{D} \right) \times \text{斟酌率}$$

【ご注意】本メールマガジンの記事に紹介・引用しております金融商品等に関しましては、あくまで一般的な内容をご紹介したものです。個々のケースにより効果は変わってきます。限られた紙面での記事でございますので全ての場合を説明できない点があることをご了解下さい。

実際に活用なさる場合は、専門家に内容を詳しくご確認の上でお願い申し上げます。

本記事内容を誤解なさって被られた被害の責任は、当方では負いかねます。何か具体的に本記事内容をご活用になられる場合には、必ず当方までご確認くださいますようお願い申し上げます。

有限会社 最晃堂

～企業のリスクファイナンス

事業承継・相続対策～

電話番号：072-298-3715

FAX 番号：072-298-3726

携帯電話：090-8539-5376

電子メール：mogami@saikoudo.co.jp

ホームページ：<http://www.saikoudo.co.jp>